

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策分野 経済財政政策 ○政策 経済財政政策の推進 ○施策 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
	政策の達成目標	○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（PFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大【新成長戦略】 ○2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	無期限
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	99年末～09年末（11年間）のPFI事業規模（累計）は、約4.7兆円と見込まれる。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 2件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新たな制度であるコンセッション方式の、事業権（仮称）の償却を可能とすることにより、コンセッション方式の利用が促進され、適用件数の増加に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充
	予算上の措置等の要求内容及び金額	新成長戦略に盛り込まれた、PFI事業規模の今後11年間で少なくとも約10兆円以上への拡大を推進するため、官民連携ファンド（PPPインフラファンド（仮称））を創設し、国が呼び水としての資金を提供する。（152億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
	要望の措置の妥当性	コンセッション方式を活用するPFI事業を行う民間事業者においては、事業権（仮称）のために大きな投資を行うため、事業権を償却可能とすることはコンセッション方式の普及を図るために確かつ必要。
	ページ	7-2

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	初